

西湖漁業協同組合内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について

新旧対照表（下線：変更部分）

変更案					現行規則				
第1～2条（略） （遊漁についての制限） 第3条 遊漁者は山梨県漁業調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でオ欄の尾数以内でなければ遊漁してはならない。					第1～2条（略） （遊漁についての制限） 第3条 遊漁者は山梨県漁業調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でオ欄の尾数以内でなければ遊漁してはならない。				
ア魚種	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間	オ尾数	ア魚種	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間	オ尾数
ひめます わかさぎ	竿釣 ひめます釣りは一人竿5本までとする。又ひめます、わかさぎ以外の胴付き釣り仕掛け、まき餌の禁止およびワーム類で下記欄外に示すとおりの内容について使用を禁止する。	禁漁区域を除く全域	3月1日～5月31日 9月1日～12月31日 の間で組合が掲示する期間（遊漁時間は組合が提示する時間）	30尾 ひめます	ひめます わかさぎ	竿釣 ひめます釣りは一人竿5本までとする。又ひめます、わかさぎ以外の胴付き釣り仕掛け、まき餌の禁止およびワーム類で下記欄外に示すとおりの内容について使用を禁止する。	禁漁区域を除く全域	3月1日～5月31日 9月1日～12月31日 の間で組合が掲示する期間（遊漁時間は組合が提示する時間）	30尾 ひめます
ふな こい うぐい うなぎ おおくちばす	ひめます釣りは一人竿5本までとする。又ひめます、わかさぎ以外の胴付き釣り仕掛け、まき餌の禁止およびワーム類で下記欄外に示すとおりの内容について使用を禁止する。	禁漁区域を除く全域	3月1日～12月31日 の間で組合が掲示する期間（遊漁時間は組合が提示する時間）		ふな こい うぐい うなぎ おおくちばす	ひめます釣りは一人竿5本までとする。又ひめます、わかさぎ以外の胴付き釣り仕掛け、まき餌の禁止およびワーム類で下記欄外に示すとおりの内容について使用を禁止する。	禁漁区域を除く全域	3月1日～12月31日 の間で組合が掲示する期間（遊漁時間は組合が提示する時間）	
おいかわ			6月15日～12月31日 の間で組合が掲示する期間（遊漁時間は組合が提示する時間）		おいかわ				
イ漁具・漁法のワーム類の内容 ① 軟質プラスチック製疑似餌および合成素材付け餌 ② 上記のうちスピナーベイト、ラバージグ、ポークリンド(天然素材のもの)は除外 2. ひめます湖畔回遊の時期3月20日～5月31日までの岸からのひめます釣り(岸からのボートでの釣りも含む)は禁止とする。 3. 禁漁区域表(略)					イ漁具・漁法のワーム類の内容 ③ 軟質プラスチック製疑似餌および合成素材付け餌 ④ 上記のうちスピナーベイト、ラバージグ、ポークリンド(天然素材のもの)は除外 (追加) 2項 禁漁区域表(略)				

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 第2条で掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所(南都留郡富士河口湖町西湖2243-1番地)又は別表に定める場所において納付するとき(前売り)または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次の表のとおりである。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(消費税込み)	
			前売り	定価
ひめます わかさぎ	竿釣	1日	<u>1,700円</u>	<u>2,200円</u>
ふな こい おいかわ うぐい おおくちばす	竿釣	1日	<u>700円</u>	<u>1,200円</u>
		1年	<u>6,000円</u>	

第2項～第3項(略)

第5条～第8条(略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 第2条で掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所(南都留郡富士河口湖町西湖2243-1番地)又は別表に定める場所において納付するとき(前売り)または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次の表のとおりである。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(消費税込み)	
			前売り	定価
ひめます わかさぎ	竿釣	1日	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>
ふな こい おいかわ うぐい おおくちばす	竿釣	1日	<u>600円</u>	<u>1,000円</u>
		1年	<u>5,000円</u>	

第2項～第3項(略)

第5条～第8条(略)